

未熟児養育医療の申請をされる方へ

1 養育医療とは

出生時に生育が未熟であるとして、指定養育医療機関の医師が入院養育が必要と認めた児が入院治療を受ける場合に、医療保険の適用となる費用の自己負担分を公費で負担するものです。

2 給付対象

次のいずれかに該当し、入院養育が必要と認められた新生児が対象になります。

- (1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下のもの
- (2) 生活能力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの
 - ① 運動不安、けいれん又は運動が異常に少ないもの
 - ② 体温が摂氏 34 度以下のもの
 - ③ 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの
 - ④ 呼吸数が毎分 50 を超えて増加傾向にあるか、または毎分 30 以下のもの
 - ⑤ 出血傾向が強いもの
 - ⑥ 生後 24 時間以上排便のないもの又は生後 48 時間以上嘔吐が持続してるもの
もしくは血性吐物又は血性便のあるもの
 - ⑦ 黄疸が生後数時間以内に現れるか、以上に強い黄疸のあるもの

3 給付方法及び範囲

(1) 給付の方法

申請により認定を受けると、医療券が交付されます。医療券を使うと養育医療に係る医療費・食事代などの自己負担額は公費で支払われますので病院窓口での負担はありません。※おむつ代、差額室料等は対象外

世帯の課税状況により一部負担金が生じますが、子ども医療費助成制度から直接充当することになります。

(2) 給付の範囲

給付対象となる費用は、入院にかかる医療の給付のうち次のものになります。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療育に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送（特定の場合に限ります）

4 申請方法

医療機関で養育医療が必要と判断された場合は、以下の書類を揃え、保健福祉課に申請してください。申請は原則として保護者の方がお願いいたします。

養育医療の申請に必要なもの

必要書類等	部数	備考
①低体重児出生届	1部	お子さんが2,500グラム未満で出生した場合のみ。
②養育医療給付申請書	1部	お子さんの保護者の方が記入例を参考にご記入ください。
③養育医療意見書	1部	お子さんの主治医に書いてもらってください。
④世帯調書	1部	お子さんの保護者の方が記入例を参考にご記入ください。
⑤市町村民税額を証明するもの	扶養義務者につき1部ずつ	課税証明書もしくは非課税証明書 ※「⑥同意書」を提出していただくことで、この書類の提出を省略することができます。
⑥同意書	1部	町民税課税情報の閲覧についての同意書になります。 赤ちゃんが生計を同一にする15歳以上の家族の方について記載が必要です。ただし、18歳未満の方で未就業の場合は記入が不要です。
⑦健康保険証のコピー	1部	赤ちゃんが加入している健康保険証 未交付の場合、交付後速やかにご提出ください。
⑧子ども医療費受給者証またはひとり親家庭等医療費受給者証のコピー	1部	役場町民税務課に申請すると発行されます。 未交付の場合、交付後速やかにご提出ください。
⑨委任状	1部	養育医療は、いくつかの公費で賄っているため、公費間の調整をする必要があります。その調整を町長に委任するためのものです。
⑩印鑑（認印）		印漏れ、訂正等がある場合に使用します。

5 申請以降の流れ

